

きのくにシルバーローン

令和3年4月1日現在

商品名	きのくにシルバーローン
保証会社	・ SMBC 信用保証株式会社
融資対象者	・ 「リッチライフ当貸」・ 「大型カードローン」 (以下大型カードローンという) 利用者で、契約期限の自動更新終了者及び自動更新期限前に、証書貸付への変更を希望する場合で SMBC 信用保証㈱の保証が得られる方。 ・ 当金庫の会員たる資格を有する方 ① 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ② 当金庫の地区内に事業所を有する方又はその役員 ③ 当金庫の地区内において勤務に従事する方
資金使途	「大型カードローン」の貸越残高の返済資金
融資金額	「大型カードローン」の残高の範囲内で1万円単位とします。
融資期間	30年以内、かつ完済時年齢が原則として満75歳以下。
融資形式	・ 証書貸付
返済方法	・ 毎月元利均等返済 (ボーナス併用可) ボーナス併用部分は、借入金額の50%とし、ボーナス返済は6ヶ月隔の年2回
団体信用生命保険	・ 原則として信用金庫団体信用生命保険にご加入いただきます。 ・ 団信加入年齢は満18歳以上70歳未満に限定されます。但し、保険期間は、ローンの返済期間が満80歳を超える場合は、満80歳に達した年の12月31日をもって満了とされます。
融資利率	・ 変動金利 利率は当金庫所定の利率 (保証料含む) ・ お借入期間中の金利変動について 【変動金利】 毎年10月1日の当金庫所定の長期プライムレートを基準として年1回見直しを行います。見直し後の新利率は12月の約定返済日の翌日から適用し翌月1月の約定返済日から新利率による返済となります。その場合長期プライムレートの変更幅と同じだけ引き上げ、または引き下げられます。 ・ 現在の金利については、窓口へお問い合わせください。
遅延損害金	年14.00%
担保	「大型カードローン」の担保として差し入れている SMBC 信用保証㈱の根抵当権を、そのまま利用できますが、SMBC 信用保証㈱の評価により担保不足となる場合には、原則として追加担保が必要となります。
火災保険	建物の時価評価額を保険金額とし、融資期間を満たす長期火災保険に加入いただき、保

	<p>険金請求権に対し SMBC 信用保証㈱を質権者とする質権設定をいただきます。</p>
連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・団信が付保できない場合、もしくは融資期間において団信が付保されない期間がある場合には、原則として法定相続人 1 名以上を SMBC 信用保証㈱に対する連帯保証人が必要です。 ・ローン金額の全額に対し、かつ融資の最終返済期限まで団信が付保される場合は、SMBC 信用保証㈱に対する連帯保証人は不要です。
手数料 (SMBC 信用保証)	<p>切替手数料 1, 1 0 0 円 (税込)</p>
お申込時にご用意いただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご印鑑 (実印) ・ 印鑑証明書 (発行後 3 ヶ月以内) <ul style="list-style-type: none"> * 連帯保証人が必要な場合は連帯保証人の印鑑証明書が必要です ・ ご本人さまの年収を確認できる資料 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住民税決定通知書 (2) 源泉徴収票 (3) 確定申告書控 (受付印あるもの) 又は納税証明書 (その 2) ・ 担保に関する書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 担保物件の登記簿謄本 (発行後 1 ヶ月以内) (2) 担保物件が更地の場合は、担保物件の写真 (3) 自宅以外のもので担保物件の場合は、自宅 (自己所有) の登記簿謄本
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部 お客さま相談課 (9 時～17 時、電話 : 073-432-7118) までお申し出ください。 ・ 東京弁護士会 (電話 : 03-3581-0031) 、第一東京弁護士会 (電話 : 03-3595-8588) 、第二東京弁護士会 (電話 : 03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記営業統括部または全国しんきん相談所 (9 時～17 時、電話 : 03-3517-5825) までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会 (東京三弁護士会) に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停) 、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停) もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
<p>*本商品はきのくに信用金庫の大型カードローンの借換ローンです。SMBC 信用保証株式会社はお客様からの委託をうけて保証会社として本商品のお借入について、きのくに信用金庫に対して保証します。</p>	

*審査結果によっては、ローン利用のご希望にそえない場合がございますのでご了承ください。

*詳しくは営業店窓口へお問い合わせください。

*きのくに信用金庫の窓口で返済額の試算ができます。